

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和5年3月
志賀農業協同組合

志賀農業協同組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 対象となるお客さまの貯金口座

満70歳以上のJAの貯金口座をお持ちのお客様で、

過去2年以上、JA窓口・ATMでお取引がない方のキャッシュカード発行口座

※年金のお受取りや口座振替等、定期的なお受取りやお支払いがある口座は対象外です。

※ただし、条件により対象とならない場合がありますので、詳しくはキャッシュカード発行のJA支店窓口にお問合せください。

2 お取引制限について

JAのキャッシュカードを利用した1日あたりの「ご出金(お引出し+お振込み)の合計金額」を10万円に制限させていただきます。

※通帳・印鑑によるJA窓口でのご出金については制限の対象外です。

3 お取引制限の開始日

毎年12月末を基準日として、翌年4月に実施させていただきます。

(今回は令和4年12月末を基準日として、令和5年4月25日(火)に実施)

4 その他

キャッシュカードを利用した10万円を超えるご出金の取引を希望される場合は、キャッシュカード発行のJA窓口にご相談ください。

本件に関するお問い合わせ

中央支店 0767-32-1160

富来支店 0767-42-2111

金融課 0767-32-1156